新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者に対する支援策のご案内

事業の継続を支援します

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、特に大きく影響を受けている小売業者や宿泊事業者などに対し、事業の継続を支援するため、支援金を支給するほか、国が支給する「雇用調整助成金」等を申請する事業者に対し、社会保険労務士等へかかる費用を補助します。

◀小売事業者等の皆さん▶

小売業等事業継続支援金を支給します。
◆詳細　商業労政課☎㉜4111内線261、FAX㉝7432

支給額

1事業者当たり10万円 ※法人・個人事業者問わず

対象

次の要件にすべて該当する事業者

1 市内で、通年で**週5日以上営業**している
※新型コロナウイルス感染症の影響で一時的に休業している場合も対象。

2 日本標準産業分類（大分類）に基づく次のいずれかの事業を行っている
◉**卸売業・小売業**　例）飲食料品、衣服、医薬品など
◉**飲食サービス業**　例）飲食店
◉**生活関連サービス業・娯楽業**　例）理美容、カラオケボックスなど

3 新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年3月から6月までのいずれかの月の売り上げが**前年同月比で30％以上減少**した
※開業後2カ月以上1年未満の場合は任意の2カ月の平均と比較。

申請

申請書類　3ページ下の表のとおり
締め切り　**令和2年7月31日㈮**
提出先　〒047－8660小樽市花園2丁目12番1号
小樽市産業港湾部商業労政課
✉syogyo-rosei@city.otaru.lg.jp

◀宿泊事業者の皆さん▶

宿泊業事業継続支援金を支給します。
◆詳細　観光振興室☎㉜4111内線450、FAX㉗8600

支給額

		ホテル・旅館	簡易宿所・下宿	民泊施設
基本額	客室10室未満	10万円	10万円	5万円
	客室10室以上	30万円		
加算額	客室31室以上	30室を超える1室につき5000円		

対象

次の要件にすべて該当する事業者

1 今後も営業を**継続する意思がある**
※新型コロナウイルス感染症の影響で一時的に休業している場合も対象。

2 次のいずれかに該当する
◉旅館業法に規定する**「旅館・ホテル」「簡易宿所」「下宿」を営み**、令和2年6月1日現在、小樽市保健所の許可を得ている
◉住宅宿泊事業法に規定する**「民泊施設」を営み**、令和2年6月1日現在、北海道に届け出をしている

3 新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年3月から6月までのいずれかの月の売り上げが**前年同月比で30％以上減少**した
※開業後2カ月以上1年未満の場合は任意の2カ月の平均と比較。

申請

申請書類　3ページ下の表のとおり
締め切り　**令和2年7月31日㈮**
提出先　〒047－0007小樽市港町4番3号
小樽市産業港湾部観光振興室
✉kanko02@city.otaru.lg.jp

◀雇用調整助成金等を申請する皆さん▶

雇用調整助成金等活用促進補助金を交付します。◆詳細　商業労政課☎㉜4111内線262、FAX㉝7432

補助額

1事業者当たり上限20万円（1回限り）
※20万円未満の場合はその額。（千円未満切り捨て）
※助成金の申請（社会保険労務士等への支払い）が複数回にわたる場合は合算した額が対象。

対象

次の要件にすべて該当する事業者

1 市内に所在する事業所（法人・個人事業者）が新型コロナウイルス感染症の影響による休業等で**雇用調整助成金または緊急雇用安定助成金を申請し、支給決定を受けようとしている**
※本社が市外に所在していても、市内の支店・営業所が雇用調整助成金等の申請をした場合は対象。
※雇用調整助成金等の支給決定前でも、申請が受理され、社会保険労務士等への支払いが済んでいれば対象。

2 雇用調整助成金等の申請事務を**社会保険労務士等に依頼**し、その費用を支払っている
※相談料のみで、書類作成事務が発生していない場合は対象外。

申請

右の図のとおり、ハローワーク小樽へ雇用調整助成金等の申請が完了してから申請してください。

申請書類　下の表のとおり
締め切り　**令和2年9月30日㈬**
提出先　〒047－8660小樽市花園2丁目12番1号
小樽市産業港湾部商業労政課
✉syogyo-rosei@city.otaru.lg.jp

Q 雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金とはなんですか？
A 事業の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に**休業、教育訓練、出向**を行い、労働者の**雇用維持を図った**場合に、**国が休業手当・賃金等の一部を助成**するもので、ハローワークが申請窓口となっています。

Q 3月1日から従業員を休業させ、雇用調整助成金を申請しました。雇用調整助成金等活用促進補助金の対象になりますか？
A 社会保険労務士等に依頼して申請した場合は**対象になります。**休業させた初日が、雇用調整助成金は1月24日以降、緊急雇用安定助成金は2月28日以降であれば対象となります。

Q 市で社会保険労務士を紹介してくれませんか？
A **市では紹介していません。**北海道社会保険労務士会のホームページで検索することができます。

Q 社会保険労務士等に支払う手数料はいくらですか？
A 雇用調整助成金等の助成金額や申請する従業員数等によって異なりますので、**社会保険労務士等へお尋ねください。**

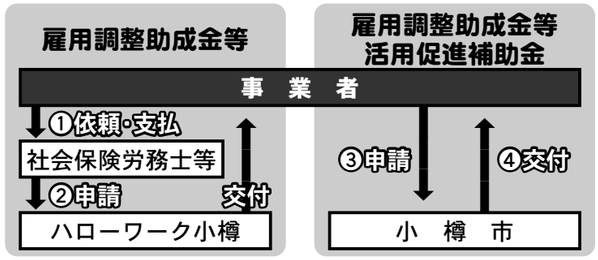

申請書類

郵送または電子メールでの提出にご協力ください

		小売業等事業継続支援金	宿泊業事業継続支援金	雇用調整助成金等活用促進補助金
申請書	ホームページからダウンロードしてください。印刷できない方には郵送しますので、各担当課へご連絡ください。	○	○	○
確定申告書の写し	平成31年（令和元年）のもので、法人は別表1、個人事業者は第1表の本人控えの写し	飲食サービス業以外 ○		
営業許可証の写し		飲食サービス業のみ ○※		
帳簿や試算表など	売り上げが30％以上減少していることがわかるもの	○※	○	
通帳の写し	振込先の口座名義（カナ）、口座番号、金融機関名を確認できるもの	○※	○	○
事業の内容を確認できるもの	例）社名入りの店舗写真、ホームページの写し、広告の写しなど	○※		
雇用調整助成金等の申請書の写し	ハローワークの受付印が押され、社会保険労務士等の記名・押印があるもの			○
社会保険労務士等からの領収書の写し	雇用調整助成金等の申請事務に要した費用のもので、税抜き金額がわかるもの			○

※小樽市飲食店事業継続支援補助金の交付を受けている方は**「小樽市飲食店事業継続支援補助金交付決定兼補助金交付額確定通知書」**の写しを添付することで、※印の書類の代替とすることができます。